

指定管理者の指定について

指定管理者を次のように指定する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 施設の名称 くまもと工芸会館
- 2 指定管理者 くまもと工芸協会共同企業体
代表者 熊本市南区南高江6丁目19番57号
一般社団法人 くまもと工芸協会
代表理事 青木 定夫

熊本市中央区辛島町3番20号
太平ビルサービス 株式会社
代表取締役 狩野 伸彌
- 3 指 定 期 間 自 平成27年4月1日
至 平成32年3月31日

(提出理由)

くまもと工芸会館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。